

生駒市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により令和4年度定期監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年7月7日

生駒市監査委員 東 良 徳 一
 生駒市監査委員 平松 亜 矢 子
 生駒市監査委員 白 本 和 久

記

監査の対象(課、施設)		市民部市民課
指摘事項等		措置内容
<p>市民課窓口、本庁舎及び市民サービスコーナーにおいて発行した証明書(住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書等)の発行手数料に係る収入事務について、抽出により各種証明書等交付申請書、手数料集計表、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を照合・確認したところ、証明発行手数料の6月分以降の収入について、一部(PayPayによる収入)を除き、調定処理がされていない状態であった。歳入が収納後長期間調定処理されない状況にあることは、歳入の管理上好ましくない状態であるため、適時に調定処理を行うよう適切な措置を講じられたい。</p>		<p>証明書等の発行手数料に係る収入事務について、本庁舎で発行した証明書の手数料は、毎日納付し、市民サービスコーナーで発行した証明書の手数料は1週間分を納付しており、月末に締めを確認を行っています。</p> <p>調定処理については、毎月月末に締め、翌月中旬頃には調定処理しておりましたが、令和4年度は調定処理されていない状況でした。</p> <p>今後は、長期間調定処理されない状態が生じないように、月末の締め後、速やかに調定処理を行ってまいります。</p>

監査の対象(課、施設)		会計課
指摘事項等		措置内容
<p>歳入が収納後長期間調定処理されない状況は、歳入の管理上好ましくない状態であることから、一定のルールを定めるなど、適切な措置を講じられたい。</p>		<p>会計規則において事後調定については、収納の通知に基づいて調定伝票を作成することとされていることから、金融機関からの納入済み通知書の送付があった際には、その通知に基づき調定伝票の作成を行うよう、市民課に対して指導しました。</p> <p>また、定例的に手数料収入等が発生する市民課</p>

	<p>等については、収入の整理時期及び調定伝票の作成時期について会計課と共有し、適正な処理に努めます。</p> <p>なお、予算執行説明会や会計処理に係る研修の際にもその旨周知するとともに、長期間調定処理されない状態が生じないように、適宜確認していくこととします。</p>
--	--